

墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由及び内容

諸般の情勢に鑑み、区議会議員の議員報酬の額及び期末手当の支給月数を次のとおり引き上げる。

(1) 議員報酬の額 (月額)

区 分	現 行	改 正 案
議 長	911,000円	916,000円
副 議 長	783,000円	787,000円
委 員 会 委 員 長	647,000円	651,000円
同 副 委 員 長	625,000円	628,000円
そ の 他 の 議 員	606,000円	609,000円

(2) 期末手当の支給月数

	現 行	平成27年度(案)	平成28年度以後(案)
年間支給月数	3.36	3.44(+0.08)	3.44(+0.08)
6月	1.555	1.555(- - -)	1.595(+0.04)
12月	1.555	1.555(- - -)	1.595(+0.04)
3月	0.250	0.330(+0.08)	0.250(- - -)

2 施行期日

- (1) 議員報酬の額に係る改正及び平成28年3月に支給する期末手当に係る改正
平成28年1月1日
- (2) 平成28年度以後に支給する期末手当に係る改正 平成28年4月1日